

静岡県告示第89号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のうち、小型機船底びき網漁業手繰第3種漁業（貝けた網漁業）につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年2月8日

静岡県知事 川勝平太

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	隻数
小型機船底びき網漁業手繰第3種漁業（貝けた網漁業）	磐田市の掛塚灯台跡（北緯34度38分58秒 東経137度48分47秒・世界測地系）正南の線以东より掛川市菊川河口右岸正南の線以西の地先海面。 ただし、天竜川、太田川、弁財天川及び菊川各河川の河口左右200メートルに至る海岸線から真沖の海面は除く。	令和4年4月1日から同年5月31日まで	200キロワット以下	5トン未満	磐田市を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	11

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年2月15日から同年3月15日まで

3 備考

この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和4年5月31日までとする。